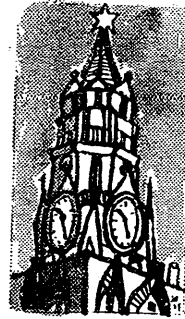


「年金戦略」白書とその反響

(イギリス)



かねてから保守党政府が公約していた年金制度改革案が9月14日に白書として発表された。この白書 (Strategy for Pension, The Future Development of State and Occupational Provision) は、保守党綱領にも示されていたように、年金制度改革の戦略に関する3つの方針が貫かれている。すなわち、政府案によれば、(1)国の年金は均一定額の基本給付をベースとし、2年ごとに審査される所得比例拠出 (現行の均一定額拠出を廃止する) によって賄われる。(2)職域年金制度 (約1,200万人の被用者が加入している) の育成を奨励する。(3)職域年金制度に加入できない者にたいして

国の比例年金制度 (State Reserve Scheme) を新設する。

年金改革案の概要

大部分の被用者は2種類 (国の基本年金制度と職域年金制度または新設の国の比例年金制度) の拠出をすることになり、使用者の拠出負担は被用者よりも多くなり低賃金労働者の拠出負担は現在より少なくなる。配偶者のいる女子の国の基本年金制度にたいする拠出の任意選択制度には手をつけませんが、認可職域年金制度に加入していない21歳をこえるすべての被用者は国の比例年金制度に拠出せねばなら

ない。現行の比例年金制度は廃止されるが、現行制度によって取得した年金は最終の年金に加算される。

国の基本年金制度の財政方式はひきつづき賦課方式で賄なわれることになるが、拠出は源泉徴収方式 PAYE により徴収され現在のスタンプ・カード方式は廃止される。国庫拠出は使用者と被用者の合併拠出額の18%にあたる現在レベルに据置かれるが、所得比例方式に関連をもつから、勤労所得の増加にともなって増加する。

退職年齢は現在の男子65歳女子60歳のまま据置かれるが、退職延期者はひきつづき増額年金を取得する。被用者が所得比例拠出を始める最低水準は平均勤労所得の約4分の1に定められる。低所得者で本制度の適用資格を欠く被用者は、従来どおり産業傷害給付の適用を受けられ、もし本人が希望すれば均一定額拠出を納めることになる。基本制度の適用除外を選択する配偶者のいる女子は従来どおり産業傷害給付制度に拠出するとともに国民保健サービスに少額の拠出をせねばならない。自営者は従来どおり均一定額拠出により

均一定額給付をうけることになる。非被用者にたいする強制拠出は廃止されるが、任意拠出ができることになる。

職域年金委員会を設置する。委員会の任務は、所定の基準に達しその加入者および使用者が国の比例年金制度への拠出を免除される職域年金制度に認可を与えること、早期退職者の年金権保持の監督および新提案に即した規約に改めるよう職域年金制度を助成することである。

21歳から年金支給年齢までのすべての被用者は、もし職域年金制度に加入していない場合、国の比例年金制度に強制拠出をしなければならない。拠出はPAYEによって徴収される。この制度は国庫および国民保険基金とは独立した管理委員会によって運営される。

使用者は拠出の半分以上を負担するが、これは被用者負担分には税控除がないためその分を補償するためである。この制度は加入者本人と寡婦の年金にそなえるもので、使用者と被用者の拠出および運用収入のみで財政が賄われる完全積立方式となろう。国庫補助はなく、本基金は政府の用途にはあてられな

い。本制度は年齢にリレートした給付構造をもち労使間の利益配分的要素を含んでいる。年金額は給付した拠出額によらないで、年金受給者の加入時の性別および年齢による。

政府の新構想は1975年4月から施行の予定とされている。その間、使用者および関係団体と協議されることになっている。

政府の年金プランに対する反響

「政府の年金プランは、前政府のクロスマン提案よりも穏当で現実的である」と9月14日の「ザ・タイムズ」社説はその論旨を展開している。しかし、政府案による所得比例年金は成熟に若干の年数がかかるとみられ、既裁定年金受給者を無視しているものだとし、多くの関係諸団体から非難されている。このような非難は、保守党が昨年の選挙に勝利をおさめた時に葬り去ったクロスマン年金プランに向けられた非難でもあった。また、本プランの女子に対する措置にも一部の非難がむけられている。リチャード・ティトマス教授は、11月10日、「政府の年金政策は、原則的にはアンチ共同市場的であり、EC域内

の社会保障制度の調和化にとって有害な危険性がある」と批判している。以下、各界の批判の要旨を紹介する。

「ザ・タイムズ」社説：「政府のアプローチには幾多の利点がある。それはクロスマン・プランよりも簡単で、費用が少ない。適切な基本国家年金の財源は、もしすべての拠出が所得比例となれば容易に調達されうる。所得比例方式は、低所得者にその応じうる以上の高い拠出を要求するという厭な問題を回避できるものである。

もし基本国家年金が現行の均一定額方式であればその拠出は容認し得ない高水準に定めなくてはならないであろう。基本国家年金制度は源泉徴収方式を踏襲するが、これは賢明である。稼働時に拠出をしておくことは退職してからの国家年金の十分な保証を与えるものである。新しい基本制度は卒直にあって再分配的でありより、平等主義的となっている。全国平均を上回る所得者は給付は増えないがより多くの拠出をせねばならない。これは、健全な年金戦略に対応する受容し得る対価として妥当なものとみなされる。しかし、

その戦略の成否は時間をかけた職域年金制度の発展にまたれよう。職域年金制度の多くはかなり不十分な保険事故しか対象としていない。もし職域年金制度が恒久的にイギリスの年金制度の大きな役割をしめるものとなれば、この制度の大幅な体質改善が必要となる。白書は、本制度の改善を妨げようとはしていないが、助成策にみるべきものがない。本制度は、寡婦に対して退職時についても勤務時と同様の年金を国の比例年金制度（歓迎すべき進歩である）と同様に考慮すべきであろう」。

Age Concern（前の全国老人福祉協議会）「年金白書は老後の貧困に対する解決になっていないし、老後の二つの国民をそのまま残存させるものである。老人すなわち貧困といった状況は、財源の広汎な再分配のみによって治癒し得るものであるが、本プランはそれをよくなしえない。既裁定年金受給者には何の足しにもならない。現在の生活費とインフレを2年おきに審査するのでは危機的状態を解消できないであろう。白書は、男女の老後の差別を廃止していない。寡婦および一般に女子

の低い年金に対する職域年金または国の比例年金が男子の半額以下である原則は全く公正を欠くものである。これは、女子の長命、高齢時の特別支出に対する大きなニードとあわせ、女子は少なくとも男子の年金に相当する年金を必要とし低い年金たりえないことを意味するものである」。

チャイルド・ポバティ・アクション・グループ：「本プランは、どの年金構想のもっている最低条件をも具えていない。すなわち、既裁定年金受給者に対する配慮がなく、将来において彼等がミーンズ・テストによる補助給付（生活保護）に依存しなくてもよいという保証がない。」全国婦人協議会：「白書は、女子に関するかぎり、既存の変則を継続している。」ディスエーブメント・インカム・グループ：「白書は、障害者への年金について前向きな考え方を示していないのに失望した。障害および付添手当など若干の改善があることは事実だが、これらは包括的な障害者への所得給付とは程遠いものである」。

リチャード・ティトマス教授「政府の年金白書による提案は、EEC 諸国における動向

とは正反対の方向に積極的に志向している。EEC では、公的年金が主導的であり賃金の45~50%に相当するインフレに耐えうる年金となっている。そのうえに、私的年金が10~20%つみあげられる。逆にイギリスでは、将来、公的年金が小さな役割しか果せざるをえなくなっている。2年おきの改訂がなされるとしても、イギリスの年金はつねに貧しい年金たらざるをえないし、基本年金が補助給付（生活保護）=貧困線を下回ること週およそ2ポンドといった状態を続けざるをえないだろう。EEC 諸国の比例年金は職域年金よりも劣り、EEC 諸国とは異なり、国の補助もなく税控除もなく、インフレからも守られないコマーシャル・ベーンにもとづいて運営されることになっている。この完全に劣った年金をうけるために、男子は44年、女子は39年間も強制的に拠出をさせられる。EEC 諸国の動的年金制度との対照は歴然たるものがある」。

The Times

（田中 寿 国立国会図書館）